

## 第54回日本電気技術規格委員会 議事要録

1. 開催日時：平成21年3月24日(火) 14:00～15:30
2. 開催場所：日本電気協会4階C・D会議室
3. 出席者：(敬称略)

【委員長】 関根 (元東京大学)

【委員】

横倉 (武蔵大学)  
飛田 (東京都地域婦人団体連盟)  
島田 (電気学会)  
武田 (電力中央研究所)  
戸根 (発電設備技術検査協会)  
田中 (電気事業連合会)  
藤本 (東京電力)  
齊藤 (関西電力)  
鈴木 (中部電力 越智代理)  
亀田 (日本電線工業会)  
近藤 (日本電機工業会)  
田辺 (電力土木技術協会)  
山口 (火力原子力発電技術協会)  
門井(日本電設工業協会 原代理)

【委任状提出】

正田 (元東京大学)  
秋山 (元東京大学)  
野本 (元東京大学)  
國生 (中央大学)  
奥村 (電気設備学会)  
堀川 (元大阪大学)  
平野 (電気保安協会全国連絡会議)

【欠席】 湯原 (東京大学), 鈴木 (水門鉄管協会), 三宅 (日本鉄鋼連盟)

【参加】 青山, 鈴木 (原子力安全 保安院 電力安全課)

【説明者】 配電専門部会 東山 (中部電力), 吉永 (東京電力), 林 (日本電気協会)

【委員会幹事】 森 (日本電気協会)

【事務局】 牧野, 高須, 氏家, 古川, 森田 (日本電気協会)

#### 4. 配付資料：

- No. 1 第53回委員会議事要録案 \*
- No. 2-1 委員選任について
- No. 2-2 日本電気技術規格委員会機構規約（参考）
- No. 2-3 新委員候補者のご紹介
- No. 3-1 電気設備の技術基準の解釈に係る改正要望案の審議のお願い  
について（平成21年2月3日）〔差替え版〕
- No. 3-2 電気設備の技術基準の解釈に係る改正要望案について  
技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- No. 4 日本電気技術規格委員会ホームページ 公告文 “電気設備に  
関する技術基準の解釈の改正要請と民間規格の策定の審議に  
ついて”（平成21年2月16日付） \*
- No. 5 平成19, 20年度要請進捗状況
- No. 6 日電規委20第034号発電用火力設備の技術基準の解釈第9条の  
改正要請（抜粋）
- （参考） 個人情報保護法施行に伴う委員会名簿の取り扱いについて
- \*印は、開催案内に同封した資料

#### 5. 議事要旨：

##### 5-1. 出席委員の確認

- (1) 委員長の指示により委員会幹事が、出席者の確認を行い、定足数を充足している旨、報告をした。その結果、委員長により委員会の成立が確認された。

現委員総数 25名

委員会出席者 22名（委任状7名を含む。定足数の2/3（17名）以上。

##### 5-2. オブザーバ参加者の確認

電力安全課 青山班長、鈴木係長がオブザーバ出席されることが報告された。

##### 5-3. 第53回本委員会議事要録案の確認

第53回本委員会の議事要録案について、本議事要録案は、開催案内に同封し送付しているため、コメントの確認が行われた。特にコメントはなく、承認された。

##### 5-4. 電技解釈第29条（機械器具の鉄台及び外箱の接地）の改正要請

（審議案件）

題記案件について配電専門部会から、資料No.3-1の審議依頼があり、技術会議で審議したことを事務局から報告した。

また、技術会議での議論・質疑、その後の関係団体・組織からの意見、パブリックコメントの受付状況及び専門部会と兼務されている委員会委員が2名いることを報告した。（資料

はないとあるが、誤記であることを事務局より報告)

本日、配布した資料の資料 No.3-1 (参考資料)の電気協同研究会資料は、著作権の関係から、委員会終了後、回収することを説明した。

次に、パブリックコメントとして、電力安全課から2件、本日欠席の竹野オブザーバから1件あったことを報告した。

その後、配電専門部会から詳細説明を行い、審議の結果、本案件は承認された。

本案件は、審議の結果、承認されたが、出されたコメントの処置については、委員長一任とした。

主な議事を以下に示す。(C;コメント,A ;回答)

Q 1: JESC 規格には、“高圧ケーブル”との表現が出てくるが、適用範囲を明確にする(ケーブルの種類を限定する)必要があるのではないか?

A 1; 本 JESC 規格は、電技解釈に引用されることを目的に作成しているので、電技解釈第 10 条で規定されている高圧ケーブルは、特に当該条文に記載が無くても高圧ケーブルを用いる限り適用されるものと考えている。

C 1; 本件は委員長預かりとし、適用範囲を明確にする場合は、記載案を日本電線工業会の委員と、委員長で確認すること。

Q2; 本 JESC 規格の制定の背景に、“地盤の悪い場所・・・”の記載があるが、どういう地盤に適用されて、効果はどの程度か?

A2; 機器が設置される場所によっては、地盤の伝導率が悪く、例えば A 種接地を確保するために 100m 以上ボーリングを必要とする場所がある。高圧ケーブルの遮へい層を利用し接続接地することができれば、電氣的に同等であることから、設備の合理化の効果が期待できる。

Q2; 安全性を低下させずにコストダウンするということか? 落雷対策にも使えるのか?

A2; 落雷対策については、電技解釈第 42 条に規定されており、商用周波を対象とした本案件と分流範囲が異なり、本案件では適用できない。

Q3; JESC 規格の図 10 の試験回路図は、架空電線路と地中電線路が混在し、混乱する。また JESC 規格の図 30 の印の説明にある実験値 2, 3, 7 の数字は接続極の数であって、図 10 の電柱番号ではないこともわかったが、これも混乱する。ところで、この 3 つの位置がほぼ同じ位置にあるというのは、接続の数が 2, 3, 7 と増えても合成抵抗はあまり変わらないということなのか? そもそも「接続時 10 換算値」の意味がよくわからない。

A3; 試験回路図は試験場の電路を忠実に再現しているため架空電線路を記載しているが、本 JESC 規格には不要であるため、削除する。図 30 のは、接続接地した場合の接地抵抗値を 10 に換算したもので、単独接地と接続接地は抵抗値が同じであれば同等の効果があることを示している。記載がわかりにくいので、わかりやすく見直す。

C 4; 接地抵抗が 10 以下であれば単独、以上であれば接続にすると理解して良いか?

A 4; そのとおりである。

C 5; 一つの機器で、10 を満足しても、隣の機器で 10 を満足できなければ、接続接地

するのではないか？

A5; 電気事業者によって、接地の方式が異なるので、一概には言えない。

Q6; 作業は簡単なのか？

A6; 高圧ケーブルの遮へい層の接地線を当該機器の接地線に接続するだけで済むため、簡単な作業である。

Q7; パブコメ2への回答に「万一遮蔽線が全て切れても当該機器はそれぞれ接地しているので電位的に浮くことは無い。」とあるが、そのようにして単独になった際には接地抵抗が10以上になってしまうのではないか？

A7; 高圧ケーブルの遮へい層はケーブルと一体で施設されるため、機械的強度は担保されており、断線する可能性は極めて低いという回答のみにしたい。

#### 5-5 . 平成 21 年度 , 22 年度の委員の選出について (審議案件)

題記案件について事務局から、委員会機構規約により、現委員は、平成21年3月末で、任期を終了することを説明し、平成21年度、22年度の委員選出をお願いした。

事務局から以下の説明を行った。また、本日本配布の資料 No.2-3 新候補のご紹介は、個人情報保護の観点から、委員会終了後回収することを説明した。

(1) 本委員会の開催案内に同封した委員再任の確認では、3名(正田委員長代理、秋山委員、鈴木委員)の方から退任の意向が示された。その他の方々からは、再任の御承諾を得ている。

(2) JESC 設立時には2名の消費者代表の方がおられたが、平成11年度末に1名退任され、消費者団体の代表の方が1名になっている。そのため、消費者団体の委員を探していたが、今回、NPO 神奈川県消費者の会連絡会の代表理事今井殿を来年度からの委員に推薦したい。

審議の結果、平成21年度、22年度の委員選出については、正田委員長代理、秋山委員、鈴木委員(水鉄協)の3名の退任、今井委員の就任及びその他の委員の再任が承認された。

委員長から、以下の話があった。

- ・ 正田委員長代理は、JESC 発足以来、委員長代理をお願いしていたが、今回退任されることになった。委員会としても残念であるが、後任の委員の人選をお願いしたい。
- ・ 秋山先生もJESC 発足以来、委員をお願いしていた。JESC は元々原子力分野も守備範囲として発足し、色々な事情で原子力の案件の審議は行っていないが、原子力を守備範囲とすることは、現在も変わっていない。秋山委員の後任の委員の人選をお願いしたい。

今後の手続きについて事務局から以下の説明を行った。

- a. 本委員会の結果に従い、委員委嘱の手続きを行う

- b. 委員長については、委員の互選により選出することが規約に定められているので、平成21年度の最初の委員会で委員長を互選することになる。そのため、次回の開催案内は、委員会幹事名で送付する。

## 6. その他

### 6-1 前回、承認された案件の電安課提出報告

前回承認された火力専門部会の火技解釈第9条の改正要請は、2月9日に電力安全課に提出したことを報告した。改正要請の抜粋を資料 No. 6に示す。

### 6-2 平成19年、20年度に国へ要請した案件のその後の状況の報告

国に要請した案件について、資料 No.5 で報告した。前回の委員会以降の変更として、火技解釈第9条の改正要請の提出及び昨年提出した水技解釈の改正要請が3月16日付けで解釈が改正されたことを報告した。

### 6-3 次回委員会の日程

次回 JESC 委員会の日程は、5月25日(月)14:30~とした。

以上